

佐賀県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十一年十二月十五日

佐賀県知事 古川 康

- 一 廃止年月日 平成二十一年九月三十日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会
所在地 杵島郡白石町大字坂田二七五番地一
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会白石支所
所在地 杵島郡白石町大字福田一三一二番地一
サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護